

杉並区総合計画等の修正に関する基本方針について

令和5年度に改定を行った総合計画・実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画・区立施設マネジメント計画（以下「総合計画等」という。）においては、3年ごとの改定に加え、必要に応じて毎年度修正を行うこととしています。

令和6年度については、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」や「杉並区多文化共生基本方針」等、今後の施策の方向性や基本的な考え方を示す新たな基本方針の策定に伴い必要となる修正や、令和5年度の計画改定時には想定しえなかった状況の変化に対応するための修正を行ったところです。

令和7年度については、令和6年度の一部修正時には想定することができず、かつ令和8年度に予定している総合計画等の改定前に対応する必要がある場合等に限り修正を行うこととし、以下のとおり修正の方針を定めましたので報告いたします。

1 令和7年度修正の基本的な方針

- 総合計画・実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画については、現計画にはない新たな事業や取組を実施する場合のほか、現計画に基づく取組の進展により、スケジュール等の見直しや、区民への詳細な情報の明示が必要となった場合に限り修正を行う。
- 区立施設マネジメント計画については、地域住民等とのワークショップにより検討した取組のほか、新たに取組を計画化するもの等に関して、その内容を反映させるため、第1次実施プランの修正を行う。その際、実行計画等と整合を図る必要がある場合には、実行計画等もあわせて修正を行うものとする。

2 各計画における令和7年度修正の主な考え方

① 総合計画

- 現在の施策体系（29施策）は変更しない。
- 施策指標については、令和8年度が目標値の設定年度であることから、指標の見直しや目標値の修正等を行わない。

② 実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画

- 計画事業や取組の廃止は、やむを得ない事情による場合を除き行わない。
- 計画事業や取組の新設については、その計画事業や取組が既存の計画事業や取組の延長線上としてとらえることができず、かつ令和8年度に予定している計画の改定前に対応する必要がある場合に限り行うこととする。

- 事業量や取組内容については、現計画にはない新たな事業や取組を実施する場合のほか、現計画に基づく取組の進展によるスケジュール等の見直しや、区民への詳細な情報の明示が必要となった場合に限り修正を行う。
- 計画事業について、経費のみの修正は行わない。

③ 区立施設マネジメント計画

- 区立施設マネジメント計画の第1章から第5章は原則修正しないこととする。
- 第1次実施プランの取組内容やスケジュールについては、地域住民等とのワークショップにより検討した取組のほか、新たに取組を計画化するもの等に関して修正することとする。

3 区民等の意見聴取（パブリックコメント）について

毎年度修正に当たっては、原則として、杉並区自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続（以下「意見聴取」という。）は行わないこととしている。そのため、現計画にはない新たな事業や取組を実施する場合を除き、令和7年度修正のための意見聴取は行わないこととする。ただし、区立施設マネジメント計画は、地域住民等とのワークショップにより検討した取組についてパブリックコメント等を経て決定することとしていることから、意見聴取を行う。

4 その他

- 修正による歳出増を伴う場合には、令和8年度予算編成時等にスクラップアンドビルドの視点で他の事業における見直し等を徹底する。
- 計画経費の修正が必要となる場合には、令和8年度以降の財政計画にその内容を反映させることとする。

5 今後の主なスケジュール（予定）

令和7年	11月	区立施設マネジメント計画一部修正案の決定、議会への報告
	12月	区民等の意見提出手続（区立施設マネジメント計画一部修正案）の実施（～令和8年1月）
令和8年	1月	総合計画等の決定
	2月	議会への報告、公表